

取手市議会災害対応規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年5月21日

取手市議会議長 齋藤久代

取手市議会訓令第2号

取手市議会災害対応規程の一部を改正する訓令

取手市議会災害対応規程（平成26年議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(災害発生時の参集)</p> <p>第5条 対策会議の構成員は、地震等の災害により、市域において甚大な被害が発生したとき又は発生するおそれがあると認めるときは、取手市議会議事堂(以下「議事堂」という。)に参集するものとする。ただし、議事堂が被害を受け、対策会議の事務を行うことができない場合にあつては、<u>この限りでない。</u></p> <p><u>(対策会議の会議)</u></p> <p>第6条 <u>対策会議の会議は、座長が招集する。ただし、議事堂が被害を受け、参集して会議を行うことが困難であると座長が</u></p> | <p>(災害発生時の参集)</p> <p>第5条 対策会議の構成員は、地震等の災害により、市域において甚大な被害が発生したとき又は発生するおそれがあると認めるときは、取手市議会議事堂(以下「議事堂」という。)に参集するものとする。ただし、議事堂が被害を受け、対策会議の事務を行うことができない場合にあつては、<u>議長が別に参集場所を定める。</u></p> |

認めるときは、オンライン会議システム（インターネットを利用して遠隔地にいる者間で会議を行うことができるシステムをいう。）等の情報通信技術を利用して、対策会議の会議を開催することができる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、対策会議の会議に構成員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第7条から第10条まで（略）

第6条から第9条まで（略）

付 則

この訓令は、令和2年5月21日から施行する。